

令和 6 年度第 2 回豊川市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和 6 年 8 月 29 日（木曜） 午前 10 時より

場所：豊川市役所 本 34 会議室（本庁舎 3 階）

1 あいさつ

2 委員及び事務局自己紹介

3 議題

(1) 豊川市男女共同参画市民意識調査について

(2) 豊川市の女性登用率について

(3) 豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について

(4) 令和 6 年度男女共同参画推進事業について

4 出席者

加藤知佳子委員、長谷川完一郎委員、恩田やす恵委員、杉浦綾子委員、
神谷典江委員、大井礼子委員、神谷崇委員、鈴木智晴委員、野田裕一委員
(欠席 橋本記久子委員)

事務局

木村晋也市民部次長兼人権生活安全課長

橋爪慈子課長補佐兼人権推進係長

鈴木萌香主事

5 傍聴者数

5 人

1 あいさつ

市民部 次長

2 委員及び事務局自己紹介

3 議題

(1) 豊川市男女共同参画市民意識調査について（資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3）

【事務局】：資料 2-1、資料 2-2 の説明

資料 2-1、資料 2-2 について

事前に委員へ調査票（案）を送付しご意見等をいただいた。資料 2-1 は、それらを反映し修正したもの。資料 2-2 は前回調査との設問比較表。設問の追加削除による変更点について説明する。

・市民向け意識調査

問 10-1、問 10-2：これからの女の子、男の子に、それぞれどのようなことを身につけてほしいかを問うものを削除。男女で区別して育て方を変えることを推進している問いに感じられ、答えられない・答えたくない方もいらっしゃると思われるのご意見をいただいたため。

問 11：子育て及び子育て支援策について考えを問うものと、問 12：男性が育児に参加することについて考えを問うものを削除。問 11 は問いの意図や、この内容とした根拠が曖昧であると判断したため。問 12 は前回、前々回の調査結果において、すでに 9 割以上が賛成しており不要と判断したため。

問 25、26：困難な問題を抱える女性への支援に関するものを追加。令和 6 年 4 月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称：女性支援新法）」が施行されたことを受けたもの。

・事業所向け調査票

問 14：育児・介護休業制度の導入に関する設問を削除。当制度の導入は義務化されており現状にそぐわないと判断したため。

問 15：育児・介護休業法に関する設問を追加。育児・介護休業制度の導入が義務化された現在において、各事業所において具体的にどのような対応をとっているのかを伺うため。

問 16：女性活躍推進法における行動計画に関する設問を削除。女性活躍推進法の改正により、行動計画策定の義務化が広がり現状にそぐわないと判断したため。

資料 2-3 について

委員より事前にいただいたご意見の内容と修正内容を、問ごとに示した一覧。

・市民向け調査票に対するご意見

①経年の変化を分析するため、前回令和元年度実施の調査票をベースに調査票を作成しているが、回答者に対し人権の侵害になりかねない、固定的性別役割分担意識を助長するような設問や選択肢があるため見直すように。

対応：設問の削除や選択肢の差し替えを行った。

問 7 の選択肢 8 は「男性による家事、子育て、介護、地域活動などへの参加について社会的評価を高める」と男性に限定した内容となっているため、「男性による」の文言を削除。選択肢 9 「男性の仕事中心の生き方、考え方を改める」を、先進市の同様の調査票を参考に「家事などに参加することについて職場における上司や周囲の理解を進める」という選択肢に差し替え。

そのほか、問 5 の選択肢の差し替え、問 12 の選択肢の削除。

②選択肢のうち上のほうにあるものが、市の考え方に近いと捉えられかねないため、選択肢の順番を入れ替えてはどうか。

対応：問 4 について「同感する」から始まる選択肢を、「同感しない」から始まるものとした。

そのほか、問 8、問 9、問 12、問 14 も同様に、選択肢の順番を入れ替え。

・事業所向け調査票に対するご意見

①男女別に集計をしていない、採用時に性別を聞いていない、従業員にトランスジェンダー等の方がおり回答が難しい可能性がある。

対応：問 2 において男女別で回答ができない場合のチェック欄と、総従業員数を記入する合計欄を設けた。

そのほか、問 14 も同様に対応。

②市民向け調査票と同様に、回答者に対し人権の侵害になりかねないものを修正するように。

対応：問 5 の選択肢が男女で役割や能力を区別したような内容だったため、先進市を参考に修正や差し替えを行った。

そのほか、問 9 も同様に対応。

・意見交換

【委員】

ちょっとした字句の表現や聞き方等が目に見えない形で回答者に影響を及ぼすかもしれない。

問5「～そう思うのはどのような理由からですか」という質問の仕方について。差し替え後の選択肢1と4が、2つとも「～と思うから」となっており従前の選択肢と異なっている。「～と思う」を削除する、あるいは、すべて「～と思うから」と替え、全体としての統一性をもたせるのがよい。

また、選択肢1「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」の「～べき」は、ぜひ取ってほしい。

それから、選択肢4について「男性が働いたほうが…」というものは、女性が働かないという理由としての的を射ていないように感じた。

【事務局】

最初の「～思う」という表現。やはり委員がおっしゃったとおり設問と回答のバランスを考えなくてはならない。委員の皆様のご意見を聞きながら修正させていただくことを検討したい。

【委員】

問7の後半にある「参加」という言葉のニュアンスはよいか。「男女共同参画」という言葉が定着してきたが、その言葉が出てきた当初「男女共同参加」ではないと強く言われたような記憶がある。参加という言葉の使い方に慎重でありたい。

問10と11に「男性が家事などに参加する」とある。家事という役割担当があるところに後から追加するような、後付けで入っていくような感じがするため、「分担する」あるいは「行う」とした方がよい。選択肢8も「参加」を「参画」に差し替えを。また、「地域活動などに参加」ではなく、「地域活動などを行うことについて社会的評価を高める」とすると、男女みんなが等しくやっていくことが望まれるという意味になるかと思う。選択肢9も選択肢3と同じように「仕事と家庭の両立について職場における…」と続けると、選択肢3は支援制度などのシステムとしての整備、選択肢9はシステムができたうえでそれをあと押しするような職場の人間関係や家庭、家族というように読める。

【事務局】

そのように検討させていただく。

【委員】

すみません、これは事前に配布されていて、原稿に関する質問があったら事前にメールで送るようにということではなかったか。

【会長】

その後、気が付かれたということかと。

【委員】

原稿があって、再度この会に臨むにあたって目を通した時に気になった。

【委員】

最初は気がつかなくて質問しなかったということか。

【委員】

問5については、変更部分に関するため、ここでご意見を申し上げた。問7については、変更した項目の文言に少し違和感を覚えたので再度見直した。最初はざっと読んだのでそれほど強く思わなかったが、「参加」という言葉の使い方に少々抵抗を感じたというそういった次第。言われたとおり、最初にしっかり読み込むことが必要だったかもしれない。

【事務局】

委員のお話を伺い、「参加」というと何かやっているところに自分が加わっていくというようなニュアンスがあり、果たしてこの設問でふさわしいのかと考えた。改めて、見直しの作業を行う。また、委員の皆さんのご意見を伺えればと思う。

【会長】

もう一点ご紹介していただく。

【委員】

問26について。9ページにある7番の大きなくくりの中に、当初は「困難な問題を抱える女性に～」が入っていたが削除された。問26は、「DV、セクハラ」に限定しているので、問25、26の順番を変えたほうがよいのでは。

【事務局】

「困難を抱える女性の支援」については、性被害、生活困窮、いろいろな問題を包含している課題を解決するために制定された法律に基づくものであり、「DV、セクハラなど」

を包含した人権に関する相談、広い概念と捉えて設問を作成したという経緯がある。委員のみなさんにご意見をいただければと思う。

【会長】

修正版を詳細にご覧になっていない方もいらっしゃるかもしれないので、追加の質問があればメールでお知らせを。

(2) 豊川市の女性登用率について（資料 3、4）

【事務局】 資料 3、4 の説明

資料 3 について

豊川市では、女性の審議会等への登用促進を図るため、「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」を定めている。第 3 次豊川市男女共同参画基本計画に基づき、市の施策、方針決定の場への女性の参画を促進することを目的としており、審議会等に占める女性の割合は、令和 7 年度末までに 40%以上となることが目標。基本計画の改訂により、令和 3 年 4 月より、女性の割合が 30%から 40%に改正。

資料 4 について

令和 6 年 4 月 1 日現在で、豊川市における審議会委員への女性登用状況を取りまとめたもの。全体の委員総数は 959 名、うち女性委員数は 293 名。令和 5 年度と比較すると、全体の女性比率は、0.53 ポイント減少して、30.55%となった。

豊川市における女性登用率の推移について。2 の「法令・条例に基づき設置されている附属機関」における女性登用率の推移で、県下各市における 2000 年以降の豊川市の順位と県内平均率、順位を表にしたもの。2024 年（令和 6 年度）の本市における女性登用率は 31.83%で、県内平均率、順位については未発表のため空欄。

今後も、各課に女性委員の登用の検討を依頼し、女性人材リスト（R6.4.1 現在 76 名）の紹介など長期的な働きかけを行う。登用率の向上に一層努力し、全体としての 40%超えを目標とするとともに、令和 12 年度までのなるべく早い時期までに、女性登用率 45%超えを目指していきたい。

・意見交換

意見なし

(3) 「豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について」

【事務局】資料、5、6 の説明

資料 5 について

本市では、平成 21 年 4 月に豊川市男女共同参画推進条例を施行し、男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでいる。

前計画から引き続き「自立と支え合いの男女共同参画社会」を将来像とし、3つの基本目標、10の施策の方向、22の基本施策が位置づけられている。22の基本施策には、171の個別事業、担当課が実施する227の課別事業が計画されている。「基本計画担当課」については、危機管理課を始めとする16課。実績についての担当課の評価基準はA評価の「事業を大きく改善した」から、D評価の「事業の維持に至らなかった」までの4段階としている。

令和5年度基本目標別評価の内訳は、課別事業数227件の内、A評価が5件、B評価が13件、C評価が209件、D評価が0件。

資料 6 について

令和5年度実績報告について。

A評価、B評価の事業については、太字に下線で示している。

・基本施策2「男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化」の「国県との連携強化と他自治体との情報交換の推進」について。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携連絡協議会に参加し、豊川市パートナーシップ宣誓制度において、転居時に必要となる手続きを簡素化する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる自治体間連携に関する協定」を県内18自治体間で締結した。

・基本施策3「多様なメディアを活用した男女共同参画の推進」の「表現のガイドラインの普及啓発」について。

平成13年に作成した「表現のガイドライン」を、社会情勢の変化等に伴い改定案を作成した。議題(4)で協議させていただく。

・基本施策20「性的指向や性自認についての理解促進」の「性の多様性に関する講座の実施」について。

すべての人が持ち合わせている性的指向と性自認を指す「SOGI」や、本人に同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露する「アウティング」の定義、セクシュアリティに関する相談先を掲載したチラシを作成し、小坂井高等学校で行った「高校生向

け人権セミナー」や、市職員及び教職員向けに行った「L G B T Qを知る基礎セミナー」で受講者に配布した。

- ・基本施策 15「子育て環境の充実化」の「病後児保育の実施」について。

医療法人鳳紀会への委託による延べ 192 名の利用に加え、令和 5 年度より新たに社会福祉法人久昌会に委託し、久昌会への委託では延べ 36 名の児童が利用した。

- ・意見交換

【委員】

進捗状況の 10 ページの一番上にある「男女混合名簿の導入」について。小中学校の名簿は、卒業式で呼ばれる名簿や名前の順番等あらゆる場面で使用される。男女混合名簿の導入により、教員にも生徒にも、男子が先という無意識の思い込みが無くなるとよい。本日は委員に校長先生がいらっしゃるので、ぜひ取り組みを教えてください。

【委員】

私の学校の状況についてになるが、男女混合名簿は昨年度から学校でも話題になっている。実は昨年度まで男女別の名簿を使っており、ご指摘のように男子が先で女子が後となっていた。それ以前から意見はあったが、今年度から混合名簿を使用することとした。なぜ混合名簿の導入の意見があったにも関わらず、なかなか踏み切れなかったのか。それは、経験がなく実際どうなるかが想像できず、健康診断をはじめ様々な面で不都合な点がでてくるのではないかと意見があったため。しかし、実際今年度から混合名簿にしてみても特に困ったことはない。おそらく多くの学校がすでに混合名簿を導入していると思うが、導入して特に混乱するようなことはなかったのも、ぜひ導入していないところがあれば導入してほしいと個人的に考える。

【委員】

ありがとうございます。小坂井中学校の事例を紹介する。小坂井にある 2 つの小学校が混合名簿を導入したことが大きな理由で、小坂井中学校でも今年度の 1 年生から混合名簿を導入した。また、男女問わず「〇〇さん」と生徒を呼ぶようになり、運動会で走る距離が男女で同じになった。制服も性別問わず、スカートとズボンが選べるようになった。現場の教員曰く、「変わるべきは私たち大人」と。

【会長】

先進的な事例の紹介だった。今後、他にもそういった事例があればぜひお聞きしたい。他に、何かご意見は。

【委員】

資料6の11ページ。男女共同参画情報紙「ゆい」の実績報告について。豊川市では、「結ネット」という地域ICTプラットフォームサービスを導入している町内が数々あり、その「結ネット」でも情報紙「ゆい」を啓発材料として流している。豊川市では、「結ネット」導入でシティセールスまで繋がっており、他の自治体から視察研修に来るような状況にもなっていて大変良いシティセールスになっている。全町内が結ネットを利用しているわけではないが、情報紙「ゆい」の情報も流しているということを実績として記載してはどうか。

【会長】

事務局は何かあるか。

【事務局】

委員がおっしゃる通り今年から結ネットにゆいを掲載させていただいている。資料には加筆修正させていただきたい。

【会長】

他にご意見は。

【委員】

資料6の10ページ。教員向けに「LGBTQ基礎セミナー」を実施したとある。どのような感想があったか教えてほしい。

【事務局】

こちらのセミナーは、ご本人やご家族が当事者である方が、ご自身のセクシュアリティや経験をもとにお話しされたもの。参加者は40代から60代の、市内小中学校の校務主任の方。一部ご紹介させていただく。

・40代の方「あまり身近に感じていなかったが、実は人知れず悩んでいた人がいたのかなと思った。言葉には気を付けようと思った。」

・50代の方「男子・女子などなにげなく使っている言葉に傷ついている子がいることを忘れないようにしたい。」

・50代の方「まずは、自分が偏見をもたずなるべく理解できるように努めたい。性別で差別、不必要に区別をしないようにしたい。」

【委員】

ありがとうございます。スカートを制服として指定され、お葬式に行くような気持ちで

学校に通ったという話を聞いた。豊川市の中学校の制服は、男子は詰襟、女子はセーラーのスカートと指定されていた。女子はスカートという固定概念に捉われ、ズボンを履きたいという人権を侵害していたことに気づき、やっと制服が変わったと思う。現在性別を問わずスカートとズボンが選べるように変わりつつある。つまり、大人が自分の非に気づいたからこそ、子どもの人権が守られた。女らしさ、男らしさの押しつけは、相手の個性や能力の芽を摘みかねない。小学生、中学生は人格を形成する大事な時期である。これから教員を対象にLGBTQを知る基礎セミナーを実施してほしい。

【会長】

事務局から補足の説明は。

【事務局】

研修を通じて、子どもが抱える様々な困難やその現状を先生方に感じていただけるいい機会だったと感じているので、今後も機会を設けていけたらよい。

それと、先ほど回答させていただいた結ネットの件で訂正がある。資料6の2ページ。こちらに情報紙「ゆい」のデータ版を結ネットで配信している旨の掲載があることを失念していた。失礼しました。

(4) 「令和6年度男女共同参画推進事業」

【事務局】資料7の説明

資料7について

「エンパワーメント講座」は、今年度の日程は未定だが、同趣旨の講座を2回講座で開催する予定。

「LGBTQを知る基礎セミナー」は、今年度は令和7年1月18日（土曜）に市民向けに開催する予定。

「男女共生セミナー」は、日程は未定だが、昨年度と同様に父親などの保護者と小中学生がいっしょに参加する、簡単にできる料理の講座を開催する予定。

「男女共同参画推進出前講座」は、今年度より講座メニュー例を一新した。年間で5回の枠を設けており、今年度は7月1日時点で5枠すべての申し込みを受けている。

「人権講演会」は、今年度は令和7年2月1日（土曜）に、豊川市文化会館中ホールにて開催する予定。例年開催していた「人権・男女共同参画講演会」は2年に一度の開催となり、今年度は開催のない年度だが、インターネットによる誹謗中傷等をテーマに小規模の講演会を開催する。

「女性悩みごと相談事業」の実施日程について、毎月第1・第3金曜日と第2火曜日（祝日、年末年始およびプリオビル休業日を除く）に加え、今年度より、年4回日曜日に

実施日を設けている。すべての日程において、1日あたり、50分の枠を4回設けており、相談員の派遣を公益財団法人名古屋YWCAに委託している。

男女共同参画情報紙「ゆい」の発行について。情報紙「ゆい」は、市内公共施設や金融機関などに設置するほか、講座や講演会などのイベントで配布する。なお、昨年度の審議会でご意見があった、情報紙「ゆい」を電子回覧板「結ネット」に掲載することについては、今年度5月より第44号から掲載している。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用について。令和4年7月導入の「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を、令和6年7月より「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に拡充した。これは、書面開催の第1回審議会において、委員より承諾をいただいたもの。制度の拡充により、三親等内の近親者などとの関係を家族であると宣誓することが可能になり、また、事実婚の方が宣誓対象になった。加えて、オンライン宣誓が可能になった。すでに締結している県内18自治体間の連携協定が、令和6年8月より33自治体に拡大した。

一覧表には記載がないが、「表現のガイドライン」の改訂案「豊川市男女共同参画の視点からの公的広報表現のガイドライン」について。昨年度の本審議会にてご意見等をいただき修正した。5ページ「男女共同参画の3つの視点」の③のイについて。修正前は、「実際には、男性と同じように女性も活躍しています」という文言。男性だけが活躍していることを前提とした表現に感じられるため、「性別に関係なく男女ともに活躍しています」と修正した。

8ページ以降「場面ごとの表現例」について。左側のページが不適切な例、右側のページが適切な例。問題のある表現を可視化するため、左側のページに不適切な例のイラストとコメントを追加した。追加したイラストが不適切なものの例だとわかるよう、イラストの上に「たとえば…」と一文を追加する予定。

今後部長会議を通して当ガイドラインの改訂を公的広報物の作成時に活用するよう全庁に周知する。

【会長】

資料7についてご質問やご意見は。

【委員】

資料には記載がないが、愛知県男女共同参画人材育成セミナーについて。私も過去受講した。1年間通って受講した女性が市民活動団体として、男女共同参画のことを考えたり、住みやすい暮らしを作るため活動したりする人材が生まれるというもの。近年、受講者がいたと聞いたことがない。豊川市としては受講者を出せない現状なのか。各市町村で出ているが、豊川市からは参加する若者がいないのか。

【事務局】

愛知県男女共同参画人材育成事業の男女共同参画人材育成セミナーは、1996 年から実施しており、事業目的は市町村の審議会等の委員に登用されうる女性人材の育成とのこと。公的財団法人あいち男女共同参画財団が実施主体で、本年度は 26 名参加決定した。初回は 5 月 24 日（金曜）。豊川市からは、令和 4 年度に 1 名参加している。今後も積極的に参加するよう、周知を進めていきたい。

【委員】

審議会への女性の登用率を上げるきっかけになると自分の過去の経験から思っている。私より少し下の年代の空洞化が非常に気になっている。育成していかないと登用率は上がらない。そういった意識の醸成は常々考えるとよい。県でこのような事業がるということが資料 7 等に載らず、「わからない」で済まされてしまう。このセミナーは行き帰りも大変だが、行けば何らかの勉強になって意欲が沸く。できることなら毎年受講者を出していただけるとよい。

【会長】

市の推進事業ではないが、参加を推奨するよう情報提供してほしいということか。

【委員】

人材を発掘してほしいな、と。

【事務局】

この人材育成セミナーでは、フォローアップセミナーというのも開催されている。一度受講された方がさらに輝きを増すという機会になる。財団の事業だが、よく情報収集していきたい。

【会長】

資料 7 について、他にご意見等は。

【事務局】

資料 7 に修正あり。上から 5 個目、10 月 19 日土曜日開催の男女共同参画協働型事業①の一番右の下「市内在住、在勤の女性 定員 30 名」とあるが、男女問わないため「市内在住、在勤の方 定員 30 名」に修正をお願いします。

【会長】

それでは、続いて「公的広報表現のガイドライン」について何かご意見は。

【委員】

16 ページのポスター編「こんな表現はありませんか？」について。この絵を見て、私自身も気づかなかった部分もあったと学んだ。自分の非に気づくことができる、画期的なガイドラインである。

このチラシをご覧ください。このチラシは、豊川市が後援しているイベントのもの。スカートをはひらひらさせてセーラー服の下のお腹をチラ見せしているイラストが描かれている。人目を惹くために女性のお腹をチラ見せしており、とても不快。ビール会社も水着の女性のポスターをやめている。性的欲求で人目を惹くことや、複数の女性の真ん中に男性を置いた男性優位の広報に「はて？」と気付けるようになりたい。気づくためにも、このガイドラインをどんどん豊川市の職員や教育委員会でも活用されていくとよい。

【事務局】

このガイドラインは職員向けの公的広報を対象に作成させていただいている。この取り組みは庁内だけではなく、市内の業者や団体等、様々なところで同じようなことが言えると考えている。情報収集しながら、なるべく広く展開できるよう努力していきたい。

【会長】

他にご意見、ご質問は。

【委員】

12 ページに PTA に関することがある。PTA の会長を決める際、地域の集会所に集まり、話し合っ代表を決める。私が参加したときは、ほとんど女性が来ていて、その中で「女性が会長をやってもいいので誰かいませんか」ということだった。私も自分から会長をやりたいと言った訳ではない。副会長以下はすぐ決まるが、会長だけはやりたくないという人が多い。やはり、子育て世代の女性は忙しく、家庭を守らないといけないし、洗濯やご飯の用意があると思う。自分の身内の話だが、兄の妻ががんで今年亡くなってしまった。兄には高校の娘と中学生の息子がいて、バスケットがすごく強い高校へ行っているので、兄は朝 4 時半に起きてお弁当を作ったり、洗濯したりしていてとても大変だと。一から作るのはとても大変なので、冷凍食品になってしまうけれど頑張っていると言っている。兄は、今まで負荷の高い職場で働いていたが、やはり子どもの面倒をみる必要があるので、負荷の低い職場に異動希望を出している。会社における女性の比率が低いとして認識してしまうこともあるが、やはりワークライフバランスというのが大事だと思うので、そのような点を考えて検討していくと良いのではと全体的に思った。

【事務局】

家庭でも職場でも地域でも活躍されている方の中で性別が偏ることはあってはならないと考えている。そういった観点を広く発信していけるよう、私たちが務めを果たしていかなければと改めて感じた。

【会長】

ワークライフバランスの重要性について分かるようなイラストを入れるということか。

【委員】

そういったことではなくて、組織の中で女性が少ないというのも、例えば、私は7時半に会社に行き、大体夜の7時～9時位まで働いている。もし自分が女性で家に子どもがいる場合だったら、もっと短い時間で働ける職場に異動希望をだしてやっていかないといけないかなと思う。子どもの頃の話になるが、何か家庭で相談するとなると母だった。家庭で家事を担っている人は女性だと思う。やはり仕事も頑張って家庭もしっかりやるとなると、パンクしてしまうのではないかなと思う。家庭も仕事も頑張りたい女性を後押しするような活動はとても素晴らしいと思うが、組織に女性が少ないということにはそういった背景があると思う。

【会長】

職場でもそれぞれの働き方が非常に個々の人に負荷がかかっているのも、男性、女性にかかわらず、家庭の方に目を向けられないということだと思う。家事と子育て等を行いたい男性が増えれば、男性も「職場でこんなに働くのは難しい」となり経済界の働く状況が変わっていくと思う。このガイドラインは、まさにこういうことを進めるための一歩として活用する。イラストで会長が男性になっていると、より女性がやらなくていいのとはなってしまう。職場でも家庭でも考えていただきたい。より良い活動をよろしく願います。

他にご質問等あるか。

【委員】

先ほど委員の言われたチラシと「公的広報表現のガイドライン」のことについて。あのチラシを作製したのは一般の市民活動団体の方。市でチェックを入れられないまま、自由に作成される。だから、このガイドラインの存在を団体の人達にも少しずつでも周知をする必要がある。このように話題になっているとは、彼らは思っていないと思う。「公的広報表現のガイドライン」は全然外に出ていないと私は思っているので、なんらかの方法で、もう少し周知していけると皆さんが気持ちのいい公的広報がなされるのかなと思う。

【事務局】

団体の皆様は社会活動や自由闊達な経済、利益追求をしていく中で様々な商品のPRにご尽力されている。このガイドラインには強制力が全く無く、先ほど申し上げましたように市内で周知する予定だが、こういったガイドラインを掲げているということを少しずつ周知しながら表現方法に配慮が大切だと伝えていきたい。

【委員】

先ほどのチラシは、豊川市の後援がついているのか。もしそうであれば、そうしたときにこのようなガイドラインがあると提示することができる、強制力はないけれども、広く知っていただくというような手立てはある。

【会長】

後援はついているのか。

【委員】

ついている。

【委員】

豊川市か。

【委員】

豊川市と教育委員会が後援している。

【委員】

(チラシを見て) ああ、これはよくないですね。

【委員】

理由をいう訳ではないが、後援申請する時にポスターを付けることはない。

【委員】

だから、後援申請する時に、こういうことに気をつけてください、一言伝えるだけで違うと思う。

【委員】

私が言っていたのはそういうこと。チラシを作る前に、「後援申請をされる際にはこういうガイドラインがあるよ」と伝えるというような方法もある。先ほど事務局が「少しずつ

つ」と話したのは、多分そういう方法のことだと理解している。

【会長】

後援申請する際にポスター等を提出しなくてよいということだったが、他の市や県では提出しているのか。

【委員】

出来上がったポスターを市や県に持っていくのかということか。

【会長】

そうですね、前もって出していただいている市や県はあるのか。

【委員】

事前には作れない。

【会長】

案の段階ではどうか。

【事務局】

他の市の状況はわからない。豊川市としては、後援申請を文面で受け、後援の許可をしてから、刷り上がったチラシをいただいている。

【会長】

前もってチラシを提出してもらうのは可能か。

【委員】

申請する団体にこのガイドラインを渡せばよいのでは。強制力はないが、これに対しては一步步。男女共同参画プランの時から大分成長していて、条例までして制定していた市なので、コツコツと。

【会長】

後援などの申請の際に、このガイドラインをお渡しする等か。「ご覧いただいた上で作成してください」等。

【事務局】

そうですね。方法としては、公の場に掲載し、「このガイドラインをご覧ください、こ

の点を留意していただけるとありがたいです」というような呼びかけをする。情報を集めながら検討する。

【委員】

今の話だが、このガイドラインをすべての団体に周知することは多分不可能だと思う。今、委員が言われたチラシについては、まず印刷会社にその表現をしっかりと点検するよう依頼すれば、少し改善されるだろう。まず、自分で印刷することはない。チラシ、ポスターについては、様々な印刷所を使うので、行政の方から業者に対しガイドラインを示していただくというのが一つの方法と思う。

【会長】

実は打ち合わせの時に事務局の方とそのような話をしていた。実際にポスターなどを印刷される業者の方にきちんとお願いする。様々な方法があると思う。ぜひ進めていただきたい。

他に何かご意見等は。

【委員】

ガイドラインの 10 ページ。ポイントとして、「男女が共に多様な職種・職域・就労形態で～」とこうあるが、実際に示されているのは、男性がネクタイ、ワイシャツ姿、スーツ姿のイラストのみ。もう少し多様な職種というあたりにポイントをおいて、これ以外の形のイラスト等も使用すると、目から入ってくる情報としては良いと思う。

もう 1 点、15 ページ「このように考えてみましょう！」の②番の 3 行目。「『女らしい＝優しい・弱い、男らしい＝たくましい・強い』というイメージが一般的にはありますが」というこの表現はいけないと思う。そういったイメージがあるということを容認しているような感覚を持つ。「というのは思い込みです」とすればよいのでは。

【会長】

事務局から何かあるか。特に 15 ページの②について、修正等はお願ひできるのか。

【事務局】

15 ページは、委員のおっしゃった通り、この表現は適切ではないと感じている。

【会長】

「こういったイメージを持った人がいますが」とか、「思い込みがありますが」とか少し表現にするということでは。

【委員】

はい。思い込みと言った方がよいと思う。ご高齢の方とかいらっしゃるので。

【事務局】

10 ページのイラストも含めて検討させていただく。こちらは、事務局に一任でお願いしたい。

【会長】

よろしくお願いいたします。

では、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

閉会